

浜松光医学財団における研究公正・倫理教育指針

目次

浜松光医学財団における研究公正・倫理教育指針.....	- 1 -
第1章 基本的な考え方.....	- 2 -
第2章 研究者等の責務.....	- 2 -
第1条 基本的事項.....	- 2 -
第2条 資料・データ等の適切な方法による収集・管理.....	- 2 -
第3条 研究の透明性の確保.....	- 3 -
第4条 研究成果の公表.....	- 3 -
第5条 複数研究者による研究の考え方.....	- 3 -
第6条 研究費の適切な管理.....	- 4 -
第3章 浜松光医学財団の責務.....	- 4 -
第7条 啓発・研修の実施.....	- 4 -
第8条 研究公正に係る研究倫理教育の体制.....	- 4 -
第9条 本指針に違反する行為の通報及び調査.....	- 4 -
第10条 本指針に違反する行為者等への当財団の対応.....	- 5 -
第11条 研究活動における特定不正行為及び研究費の不正使用.....	- 5 -
第12条 二重投稿、不適切なオーサーシップ等について.....	- 5 -
第13条 制定及び改廃.....	- 6 -
附則.....	- 6 -

第1章 基本的な考え方

本指針は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」を踏まえ、浜松光医学財団の研究が社会からの信頼を得つつ適正に推進されるよう、当財団の役員、職員及び当財団の施設や設備を利用して研究に携わる者（以下「研究者等」という。）が遵守すべき規準及び当該規準の適用にあたり当財団が行うべき事項を定めるものである。

第2章 研究者等の責務

（基本的事項）

- 第1条 研究者等は、当財団の使命の実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。
2. 研究者等は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
 3. 研究者等は、我が国の法令及び当財団の諸規程、規則等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。
 4. 研究者等は、自己研鑽に努め、常にその能力を最高水準に保つようしなければならない。
 5. 研究者等は、専門的知識をいたずらに過信することなく、常に自らの行動や発言を律するよう努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に謙虚に自覚しなければならない。
 6. 研究者等は、異なる学問分野等に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。
 7. 研究者等は、相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。
 8. 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育を受講しなければならない。
 9. 研究者等は、研究活動上の不正や不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正の防止に努めなければならない。
 10. 研究者等は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

（資料・データ等の適切な方法による収集・管理）

- 第2条 研究者等は、資料やデータ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段により行わなければならない。
2. 研究者等は、収集・作成した資料やデータ等の記録は適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間保存するとともに必要に応じて開示しなければならない。
 3. 前項における保存方法及び保存期間は以下の通りとする。
 - (1) 文書、数値データ、画像等の研究資料
 - ① 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

- ② 研究資料の保存期間は、当該論文等の発表後原則として10年間とする。
 - ③ 電子化データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存する。
 - ④ 研究分野において別途保存期間等が定められている場合はその定めに従う。また、保存スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 実験試料、標本等及び装置
- ① 保存期間は、当該論文等の発表後原則として5年間とする。ただし、保存が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについては、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (3) その他
- ① 個人データ等その取扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金配分機関との取り決め等がある場合はその定めに従う。
 - ② 共同研究により得られた研究データ等または外部から受領した研究データ等で契約等により別途定めがある場合はその定めに従う。
4. 実験ノート及び観察記録等研究記録は、研究者等の当該研究活動の経過を具体的に示す大切な記録書であり、権利確保のためにも必ず作成し、適正に保管しなければならない。
5. 研究者等が転出または退職した場合は、研究データ等のうち保存すべきものの状況を確認し、後日必要となった場合に追跡可能としておく等の措置を講じる。なお、研究者等は、転出や退職後も開示についてその責を負うものとする。

(研究の透明性の確保)

第3条 研究者等は、研究遂行中において適宜進捗状況の自己点検を行い、協力者等からの研究の進捗状況の問い合わせ等に対しては、誠実に対応しなければならない。

(研究成果の公表)

第4条 研究者等は、特許権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するため公表しなければならない。

- 2. 研究者等は、研究成果の公表に当たっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。また、捏造、改ざん、盗用等の不正な行為をしてはならない。

(複数研究者による研究の考え方)

第5条 複数の研究者等が共同して研究を行う場合（以下「共同研究」という。）、研究代表者は、当該共同研究に参加する個々の研究者等の役割分担及び責任を明確化しなければならない。また、研究代表者は個々の研究者等の研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

2. 共同研究における研究代表者は、当該共同研究に参画する若手研究者等に対して、自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備を行うよう努めるものとする。
3. 研究結果の公表に当たっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者・共著者としなければならない。

(研究費の適切な管理)

- 第6条 研究者等は、研究費の原資が国・地方公共団体等からの補助金や企業等からの助成金・寄付金等によって賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用・管理に努めなければならない。
2. 研究者等は、研究費の使用に当たっては、関係法令、浜松光医学財団における公的研究の管理・監査要領その他関連規定（以下「財団規定等」という。）を遵守しなければならない。
 3. 研究費に関する証拠書類等については、財団規定等に基づき所定の期間、適切に管理・保存しなければならない。

第3章 浜松光医学財団の責務

(啓発・研修の実施)

- 第7条 当財団は、研究者等の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び研修を実施する。

(研究公正に係る研究倫理教育の体制)

- 第8条 当財団における研究者倫理の向上及び不正行為の防止のため、研究倫理教育責任者を置き、医療統括部責任者をもって充てる。
2. 研究倫理教育責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事長からの指示、連絡及び要請等の周知徹底に関すること。
 - (2) 研究の実施及び研究費の使用等にあたって法令や関係規則を遵守させること。
 - (3) 研究者倫理の向上に関すること。

(本指針に違反する行為の通報及び調査)

- 第9条 本指針に違反する行為が行われていることを把握した者は、その旨、内部監査部門に通報するものとする。
2. 通報に至らない場合であっても、本指針の趣旨を推進する上で報告又は相談のある者は、これを申し出ることができる。
 3. 通報、報告又は相談において、通報等を受け付けた者や、調査関係者は、当該通報者、報告者及び相談者に不利益が生じないよう十分注意しなければならない。
 4. 通報等を受けたときは、別に定める特定不正行為に係る取扱要綱に従い、調査を行う。

(本指針に違反する行為者等への当財団の対応)

第10条 本指針に定める調査により不正行為が認定された者（以下「不正行為認定者」という。）について、浜松光医学財団の就業規則等に基づき懲戒処分を行うものとする。

2. 不正行為認定者が既に支出した研究費のうち、適切でないと認められる支出分については返還を求めるほか、当該不正行為認定者に対しては理事長が指定する期間、内外の競争的研究資金を含む研究費の使用を禁止するものとする（研究機器の維持管理費は除く。）。また、必要に応じて研究活動の停止を命じることができる。
3. 十分な根拠もなく、専ら調査対象者を陥れる目的で通報（以下「悪意に基づく通報」という。）を行った者については懲戒処分等を行うものとする。
4. 悪意に基づく通報であるという認定がない限り、通報者に対して、単に通報したことを理由に解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。
5. 相当な理由がない限り、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(研究活動における特定不正行為及び研究費の不正使用)

第11条 特定不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に係る以下の捏造、改ざん及び盗用をいう。

- (1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
 - (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
 - (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
2. 研究費の不正使用とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
 3. 特定不正行為に係る場合又は研究費の不正使用に係る場合の通報及び調査の取扱いについては別に定めるものとする。

(二重投稿、不適切なオーサーシップ等について)

第12条 研究者等は、複数の学術誌に同一内容の論文（研究内容が酷似、研究内容が重複している場合を含む）を投稿してはならない。

2. 研究者等が論文の「著者」となることができる要件は、当該研究の中で重要な貢献を果たし、以下の3つの基準を全て満たしている場合である。
 - (1) 研究の着想と企画、データの取得、分析、解析に実質的な貢献をしている。
 - (2) 論文の知的内容を執筆又は改訂している。
 - (3) 論文の最終版を承認し、内容について説明できる。
3. 研究者等は前各項に反する場合や研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものは、特定不正行為以外の不正行為があったと判断される場合があるので、十分に留意しなければならない。

(制定及び改廃)

第13条 本指針は、理事長が理事会に諮ってこれを定める。

2. 本指針の改廃は理事長が行い、必要に応じて理事会に報告する。

附則

令和8年6月11日制定